

○財務省告示第百十号

相続税法施行令(昭和二十五年政令第七十一号)第一条の二第二項第五号の規定に基づき、同号に規定する傷害共済に係る契約を指定する等の件(昭和五十六年十月大蔵省告示第百二十六号)の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日以後に相続若しくは遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。)又は贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。)により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 神奈川県民共済生活協同組合

第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第十二号までを二号ずつ繰り上げる。